

令和2年8月25日

厚生労働大臣  
加藤 勝 信 様

全国中小企業団体中央会  
会 長 森 洋

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う雇用調整助成金の特例措置  
の延長について（ご要望）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う雇用調整助成金の手続きの簡素化、支給限度額の引上げ等の特例措置、並びに、従業員自らが申請できる新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の制度化等につきましては、中小・小規模事業者に多大なご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

雇用調整助成金につきましては、令和2年6月12日に「上限額の引き上げ」と「助成率の拡充」を令和2年4月1日にさかのぼって適用していただくこととなり、8月24日までに全国各地の事業者から延べ907,774件の申請があげられています。

中小・小規模事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響から、経営に多大な影響を受けながらも雇用を守るため、雇用調整助成金等を活用しながら必死に対応をしているところですが、今後の事業継続のためには、製造や販売・サービスの提供方法など、仕事や生活様式を大きく変えていく必要も生じております。

中小・小規模事業者が新しい生活様式等に応じて自らの企業を変革させていくには、事業継続意欲と従業員との連携、そして、その準備が必要となります。

中小・小規模事業者が事業の継続と再起を図るためにも、今後も雇用調整助成金を活用し、併せて、他の施策や事業と連動することで、有効に作用させていくことが極めて重要であります。

つきましては、本年9月末で期限切れとなる「雇用調整助成金の緊急対応期間」を令和3年3月末まで延長するようお願い申し上げます。